

## 2年固定金利選択型住宅ローン商品概要

商品概要	<p>① 借入当初から2年間の金利を固定とするという「特約」を付けた商品です。</p> <p>② 特約期間終了後は、変動金利に移行するか、または再度その時点の固定金利特約を付けるか選択することができます。</p> <p>③ 特約期間終了後の残存期間が2年に満たない場合は、自動的に変動金利に移行します。</p>
融資期間	最長 35 年（分割実行期間を含む。）
資金使途	住宅建築、中古住宅、マンション購入、リフォーム、土地購入に伴う資金 当組合が住宅ローンと認めた資金の融資
金利	当組合所定の金利
金利の決定 および新金利 適用月	<p>① 金利は、年2回（4月および10月）見直しを行ったうえで決定します。</p> <p>② 新金利は、金利見直しによりそれぞれ7月と1月の約定返済日の翌日から適用いたします。</p>
返済方法	給与控除による元利均等返済、元金均等返済（ボーナス併用可）
給与振込指定 者に対する 給振優遇金利	<p>① 給振優遇金利の適用はありません。</p> <p>② 特約期間終了後、変動金利を選択した場合は、給振優遇金利の適用を受けることができます。</p>
特約期間終了 の通知	<p>特約期間終了の2ヶ月前までに「住宅ローン特約期間終了に係る更新について」を通知いたします。</p> <p>特約期間終了後は、現在と同一の特約期間で自動更新（以下「自動更新」という。）、または「変動金利」（原契約）、若しくは「異なる特約期間の固定金利」を選択することが可能となっております。ただし、特約期間が残存期間を超える場合は、特約を結ぶことができないため、自動的に「変動金利」（原契約）に移行します。</p> <p>自動更新を希望する場合は、「住宅ローン特約書の契約更新申出書」の提出は必要ありませんが、自動更新以外への契約変更をご希望される場合は、「住宅ローン更新申出書（提出用）」を提出します。</p> <p>後日、選択した商品により、「金利選択型住宅ローンに関する特約書」・「重要事項等確認及び承諾書」等の提出が必要となります。</p>
特約期間終了 後の金利	特約期間終了後は、その時点の組合所定の金利となり、特約期間終了後の翌日より変更します。
特約期間終了 後の金利変更 による返済額 の変更	<p>① 特約期間終了後の金利見直し日の都度、残存期間を変えずに再計算します。</p> <p>② 元利金返済額は、金利見直し日の翌月以降最初の約定返済日から変更します。</p> <p>③ 元金均等返済の場合、元金返済額は「金銭消費貸借証書」または「返済条件の変更届出書」に定めた返済額とします。</p>
契約の変更	特約期間終了後、変動金利に移行した後の固定金利への変更は認めません。
繰上げ返済	内入れ返済したとき、期限を変えずに月賦金のみを変更する場合は、「返済条件の変更届出書」を差し入れることとします。

2019.07.01

## 10年固定金利選択型住宅ローン商品概要

商品概要	<p>① 借入当初から10年間の金利を固定とするという「特約」を付けた商品です。</p> <p>② 特約期間終了後は、変動金利に移行するか、または再度その時点の固定金利特約を付けるか選択することができます。</p> <p>③ 特約期間終了後の残存期間が、固定金利期間に満たない場合は、自動的に変動金利に移行します。</p>
融資期間	最長35年（分割実行期間を含む。）
資金使途	住宅建築、中古住宅、マンション購入、リフォーム、土地購入に伴う資金 当組合が住宅ローンと認めた資金の融資
金利	当組合所定の金利
金利の決定 および新金利 適用月	<p>① 金利は、年2回（4月および10月）見直しを行ったうえで決定します。</p> <p>② 新金利は、金利見直しによりそれぞれ7月と1月の約定返済日の翌日から適用いたします。</p>
返済方法	給与控除による元利均等返済、元金均等返済（ボーナス併用可）
給与振込指定 者に対する 給振優遇金利	<p>① 給振優遇金利の適用はありません。</p> <p>② 特約期間終了後、変動金利を選択した場合は、給振優遇金利の適用を受けることができます。</p>
特約期間終了 の通知	<p>特約期間終了の2ヶ月前までに「住宅ローン特約期間終了に係る更新手続き」により通知します。</p> <p>特約期間終了後、原契約の「変動金利」に移行しますが、改めて「2年固定」、「10年固定」の特約を選択することが可能です。</p> <p>なお、特約の期間が残存期間を超える場合は、特約を結ぶことができないため、自動的に「変動金利」（原契約）に移行します。</p> <p>移行後の希望契約を選択のうえ、「住宅ローン更新申出書（提出用）」提出します。</p> <p>特約期間終了後、固定金利を選択する場合は、「金利選択型住宅ローンに関する特約書」および「重要事項確認及び承諾書」（以下、承諾書）の提出を求めるとし、変動金利へ移行する場合は承諾書のみを提出を求めます。</p>
特約期間終了 後の金利	特約期間終了後は、その時点の組合所定の金利となり、特約期間終了後の翌日より変更します。
特約期間終了 後の金利変更 による返済額 の変更	<p>① 特約期間終了後の金利見直し日の都度、残存期間を変えずに再計算します。</p> <p>② 元金返済額は、金利見直し日の翌月以降最初の約定返済日から変更します。</p> <p>③ 元金均等返済の場合、元金返済額は「金銭消費貸借証書」または「返済条件の変更届出書」に定めた返済額とします。</p>
契約の変更	特約期間終了後、変動金利に移行した後の固定金利への変更は認めません。
繰上げ返済	内入れ返済したとき、期限を変えずに月賦金のみを変更する場合は、「返済条件の変更届出書」を差し入れることとします。

2019.07.01